

○常総市下水道事業受益者負担に関する条例

平成17年12月28日  
条例第129号

水海道市下水道事業受益者負担に関する条例(平成13年水海道市条例第10号)の全部を改正する。  
(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づき徴収する受益者負担金及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき徴収する分担金(以下「負担金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域(以下「排水区域」という。)内の汚水を排除すべき下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項各号に掲げる者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は貸借人をいう。

2 [常総市公共下水道条例\(平成14年水海道市条例第10号\)第23条](#)の規定により排水区域外の汚水を公共下水道に排除する許可を受けた者は、[前項](#)の規定にかかわらず受益者とみなす。

3 市長は、排水区域内における土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行に係る土地について、仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、[第1項](#)の受益者を定めることができる。

(負担区の設定等)

第3条 市長は、排水区域に土地の状況及び事業の進行に応じて[別表](#)の負担区(負担金の額を算出する単位となる土地の区域をいう。以下同じ。)を設定するものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定により負担区の区域を設定したときは、当該負担区の名称、区域及び地積を公告しなければならない。

(負担金の額)

第4条 受益者が負担する負担金の額は、[別表](#)に定めるところにより算定した額とする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、石下町の編入前の水海道市(以下「旧水海道市」という。)の区域において井戸水又は工業用水(以下「井戸水等」という。)を使用する受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が排除する汚水の量を勘案して市長が認定する。この場合において、当該受益者は、規則で定めるところにより汚水の排除量等に関する申告書を市長に提出しなければならない。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 市長は、負担金を賦課しようとするときは、負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを公告しなければならない。

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長は、[前条](#)の規定による公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の受益者ごとに、[第4条](#)の規定により算定し、又は認定した額を負担金として賦課するものとする。ただし、旧水海道市の区域において共同住宅に係る受益者については、居住可能な区画ごとに賦課するものとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、[前条](#)の規定による公告の日後に、旧水海道市の賦課対象区域内において[次の各号](#)のいずれかに該当することとなった受益者については、[当該各号](#)に定める額の負担金を賦課する。

(1) 新たに市の水道メーターを保管することとなった受益者 [第4条第1項](#)の規定により算定した額

(2) 新たに井戸水等を使用することとなった受益者 [第4条第2項](#)の規定により市長が認定した額

(3) 保管する市の水道メーターの口径をより大きなものに変更した受益者 [第4条第1項](#)の規定により算定した変更前と変更後の負担金の額の差額

(4) 井戸水等の給水能力をより大きなものに変更した受益者 [第4条第2項](#)の規定により市長が認定した変更前と変更後の負担金の額の差額

3 市長は、[前2項](#)の規定による負担金の額及びその納付期日等を遅滞なく受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(負担金の前納及び報奨金)

第7条 受益者は、[前条第3項](#)の規定により通知した納付期日の到来前に負担金を前納することができる。

2 [前項](#)の規定により負担金を前納した受益者には、市長が定める基準により前納報奨金を交付するものとする。

(繰上徴収)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に確定した負担金で、その納付期限においてその金額を徴収することができないと認められるものに限り、その納付期限前においても負担金を繰り上げて徴収することができる。

- (1) 受益者の財産につき強制換価手続が開始されたとき。
- (2) 受益者につき相続があった場合において、相続人が限定承認したとき。
- (3) 受益者である法人が解散したとき。
- (4) 受益者が、偽りその他不正の手段により、負担金を免れようとしたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が繰上徴収が必要であると認めたとき。

(負担金の徴収猶予)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が所有し、若しくは地上権等を有する土地又は建築物(以下「建築物等」という。)の状況により、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。
- (2) 受益者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その状況により負担金の徴収を猶予することが適当であると認められるとき。

(負担金の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供している建築物等に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している建築物等に係る受益者
- (3) 国又は地方公共団体が公共の用に供している建築物等に係る受益者
- (4) 前3号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる建築物等に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第11条 第5条の規定による公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、納付すべき額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第12条 市長は、第6条第3項の規定により通知した納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金の額にその納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント(当該納付期日の翌日から起算して1箇月を経過する日までの日数については、年7.25パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2 前項に規定する延滞金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、納付期限までに負担金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、第1項の延滞金を減免することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(石下町の編入に伴う経過措置)

2 石下町の編入の日前に、石下町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成12年石下町条例第35号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

附 則(平成25年条例第37号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。  
(延滞金に関する経過措置)
- この条例による改正後の第12条及び附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成28年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年条例第9号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(延滞金に関する経過措置)
- この条例による改正後の附則第3項の規定は、延滞金のうち令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則(令和5年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

- 旧水海道市

(単位：水道メーター1個当たり)

負担区	水道メーター口径	市街化区域	市街化調整区域
水海道第1負担区・水海道第2負担区・水海道第3負担区・水海道第4負担区・大生郷負担区	20ミリメートル以下	205,000円	410,000円
	25ミリメートル	356,000円	712,000円
	30ミリメートル	563,000円	1,126,000円
	40ミリメートル	1,158,000円	2,316,000円
	50ミリメートル	2,025,000円	4,050,000円
	75ミリメートル	5,582,000円	11,164,000円
	100ミリメートル	11,459,000円	22,918,000円

備考 市街化区域及び市街化調整区域とは、都市計画法第7条の規定に基づき定められた区域をいう。

- 編入前の石下町

負担区	1平方メートル当たりの単位負担金額	基本額
石下第1負担区	380円	100,000円

負担金の額は、受益者が所有し、若しくは地上権等を有する土地又は建築物に係る土地の面積に1平方メートル当たりの単位負担金額を乗じて得た額に基本額を加算した額とする。